

令和3年度

南三陸町議会会議録

9月会議	9月7日	開	会
	9月22日	散	会

南三陸町議会

令和3年9月22日（水曜日）

令和3年度南三陸町議会9月会議会議録

（第7日目）

令和3年9月22日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼会計課長	三浦 浩 君
総務課長	及川 明 君
企画課長	佐藤 宏明 君
町民税務課長	佐藤 正文 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊藤 明 君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀 長恒 君
事務局長	男澤 知樹 君

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高橋 伸彦

議事日程 第7号

令和3年9月22日（水曜日） 午後2時20分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1号 令和2年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 2号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 3号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 4号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 5号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 6号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 7号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第10 認定第 8号 令和2年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第11 認定第 9号 令和2年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第12 認定第10号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第13 請願 3の1 町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備についての請願書
- 第14 発議第 3号 南三陸町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定について
- 第15 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 第16 議案第34号 南三陸町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第17 議案第35号 南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第36号 南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定について
- 第19 発委第 2号 町補助金の不正流用事案の発生により明らかになった町の不適正事務の再発防止、町民の信頼回復に向けた取組に関する決議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午後 2 時 2 0 分 開議

○議長（三浦清人君） 令和 2 年度の決算審査特別委員会大変御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

暑い方は脱衣を許可いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番山内昇一君、1番須藤清孝君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に既にお手元に配付しておりますとおり、町長送付議案 3 件、議員提出議案 2 件及び委員会提出議案 1 件が提出されこれを受理しております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情 1 件が提出されております。

次に、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会委員長よりお手元に配付しておりますとおり、委員会調査報告書が提出されております。

次に、令和 2 年度決算審査特別委員会委員長よりお手元に配付しておりますとおり、委員会審査報告書が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 認定第 1 号 令和 2 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第 3、認定第 1 号令和 2 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより認定第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第2号 令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、認定第2号令和2年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第3号 令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、認定第3号令和2年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第4号 令和2年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（三浦清人君） 日程第6、認定第4号令和2年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第5号 令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（三浦清人君） 日程第7、認定第5号令和2年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8 認定第6号 令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第8、認定第6号令和2年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 認定第7号 令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、認定第7号令和2年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10 認定第8号 令和2年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、認定第8号令和2年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第9号 令和2年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、認定第9号令和2年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第10号 令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、認定第10号令和2年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、提出者の説明、質疑及び令和2年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、会議規則第38条第3項の規定により、これを省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

討論。（「なし」の声あり）

なし。討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13 請願 3の1 町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備についての請願書

○議長（三浦清人君） 日程第13、請願3の1町道中山線の安全性向上に向けた道路拡幅改良整備についての請願書を議題といたします。

本請願については、産業建設常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので職員をして朗読をさせます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） ただいま、局長をして申し上げたとおりでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）
ないようでありますので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより請願3の1を採決いたします。

本請願書は採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本請願書は採択と決しました。

日程第14 発議第 3号 南三陸町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第14、発議第3号南三陸町議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 議員提出議案について説明いたします。

議員の任期を前に発生した町の補助金の不正流用問題に対して、全員協議会において議長の提案は議会の全会一致となりませんでした。予算、決算の議会の審議の議員の監視能力が十分に果たせられなかったと議長の提案の基礎額の100分の10、他の議員の100分の5の議員報酬を減額すべきと考えます。議員皆様の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対し反対討論の発言を許します。14番後藤清喜君。

○14番（後藤清喜君） 14番は発議第3号に対しまして反対の立場から討論をいたします。

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会において審査し、今回の不正流用問題は事業計画並びに預金通帳などが改ざんされ、かつ巧妙でありました。この10年間、鳥獣対策協議会においても不正は見抜けなかったのであります。予算決算において、議会として認定しているとはいえ、不祥事があるたびに議員報酬を減額するということには限界があります。また、9月会議終了後の議員全員協議会においても、議員報酬の減額の提案がありましたけれども、全会一致にならず決定はしてはおりませんので、やはり一貫性をもつためにも、この発議第3号には反対いたします。

○議長（三浦清人君） 次に賛成討論、及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの議員提案議案について、賛成討論をさせていただきます。

度重なる事務的ミスについては、町民の信頼を何回も失墜させてしまいました。毎回、責任者が減俸して終わっているけれども、それでいいのか、税金が使われているよと巷のささやきから、今は町に対する大きな町民の不満の声になっています。補助金を不正に流用した者がその責めを負うことが当然のことではありますが、町の監査委員が調査して、それでも足りないものは関係全職員から聞き取りをした結果、ずさんな事務を長い間行ってきた結果と指摘されています。さらには、職員による内部調査から、職員の思い込みや他人任せが主たる要因、ライン職の自覚のなさなど、当たり前のことができていないなど、あつてはならないことが浮き彫りになりました。内部牽制が取れていなかったのです。私たち議会も毎年予算審査、決算審査などを行ってきましたが、それを見抜けず今日があります。16人の目できっちりチェックしていればと反省するばかりです。今、私たちが町民に真摯に向き合い、税金の無駄遣いをしたことをきっちり説明した上で、今後襟を正して行政運営に携わるべきと考えます。議員報酬の減俸は当然のことと思いますので、この案に賛成いたします。

もう一度町民の立場を考えて議員皆様の御賛同をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第3号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第15 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（三浦清人君） 日程第15、発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、続けて2ページをお開きください。内容を要約して朗読いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、各事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村な極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、固定資産税等に係る特例措置は期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設、又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に財源分配すること。

以上です。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第34号 南三陸町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第34号南三陸町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号南三陸町過疎地域持続的発展計画の策定についてを御説明申し上げます。

本案は令和3年度から5年間を計画期間とした南三陸町過疎地域持続的発展計画を策定したため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第34号南三陸町過疎地域持続的発展計画の策定について細部説明をさせていただきます。

議案書追加提案分の1ページ、議案関係参考資料は追加提案分の1ページから3ページまでになります。

本議案につきましては、令和3年3月31日をもって、前措置法である過疎地域自立促進特別措置法が執行期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年4月1日に施行され、地域の持続的発展に資する取組の推進にあつては、同法第8条の規定により議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定める必要があり、今般南三陸町過疎地域持続的発展計画を策定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

本町計画の詳細につきましては、別冊の南三陸町過疎地域持続的発展計画を御確認いただきますが、概要につきまして説明いたしますので、議案関係参考資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、新措置法の概要として、（1）趣旨、（2）目的でございますが、過疎対策に係る特別措置法につきましては、昭和45年以来、4次にわたりまして議員立法として制定されまして、当該措置法の下で各種の対策が講じられてまいりましたが、新措置法では過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の充実、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しき風格ある国土の形成に寄与するということを目的とされたところでございます。

続きまして、(3) 地域要件につきましては、本町は①人口要件、②財政力要件のいずれにも該当し、町全域が対象地域の全部過疎となっております。

(4) 目標につきましては、新措置法でその設定が求められることになりました。基本目標につきましては後ほど計画の概要で説明をさせていただきます。

次、(5) の支援措置につきましては、これまで同様に①過疎対策事業債の充当、②地方税の減収補填措置をもって持続的発展に取り組むとされたところでございます。なお、地方税に係る取組については、次の議案第35号にて提案してございます。

(6) 施行期日は令和3年4月1日、新措置法も令和13年の3月31日までの10年間の時限立法となっております。

次に、資料2ページ、本町計画の概要でございます。

(1) 基本方針になります。本町は平成26年度に初めて過疎地域に指定され、以来本計画で3回目の計画策定となります。現在令和7年度まで第2次総合計画に基づくまちづくりを推進しており、本計画の基本方針も総合計画に歩調を合わせ、町の将来像、「森 里 海 ひとのちめぐるまち南三陸」の実現に向けた取組を中心に進めることとしてございます。

(2) 基本目標につきましては、新措置法の目的が地域の持続的発展とされたことから、設定が求められ、過疎の地域要件であります人口及び財政目標について定め、令和7年度においてそれぞれの記載の目標値の維持を目指すものでございます。

次に(3) 計画の期間は、宮城県の方針、本町総合計画の整合をはかり、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、法律の時限が10年ありますので、中間で見直しを行うこととしてございます。なお、計画の進捗、達成状況につきましては、総合計画審議会にて評価をいただき、公表することとしてございます。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合につきましては、総務省の要請もあり、持続的発展において全国的に老朽化が進む公共施設の維持管理を適正に行う必要が財政運営上も求められております。本町においては平成28年度に策定した南三陸町公共施設等総合管理計画との整合を図ることとしております。

続きまして3ページでございます。

(5) 計画の構成につきましては、新措置法第8条第2項第4号において、持続的発展のために実施すべき施策として定められた11項目にその他事項等を加えまして、全体で12項目について各項目ごとに方針、現状と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画等との整合などについて整理をさせていただいてございます。括弧書きは前計画からの変更、追加項目

となっております。なお、各項目ごとに目標値等については、総合計画あるいは総合戦略などの現在推進している計画等との整合を図って設定をしているところでございます。

次に、（６）の過疎対策事業債の充当方針につきましては、①ハード事業といたしましては、各種事業の補助裏等となる一般財源の持ち出し部分に充当することにより財源措置を行い、②ソフト事業につきましては、計画書の第14に掲載の特別事業分として、本町ならではの魅力あるまちづくりに充当するとしてございます。なお、ソフト、ハード事業の具体的な取組につきましては、その都度予算に計上し、お諮りすることとなりますので、あらかじめ御了承願います。なお、令和3年度の充当事業につきましては、本計画の策定の都合上、3に記載してあります計画スケジュールのとおり、本計画を御決定いただき、国等との協議が整いましたら、令和3年度一般会計当初予算の地方債及び補正予算の地方債補正に計上いたします事業に充当することとしておりますので、申し添えさせていただきます。

最後に、本計画の策定に当たり、8月2日から同月31日まで意見公募、パブリックコメントを行いました。本計画に対する御意見、御提案等はございませんでした。また、9月2日に総合計画審議会にて審議決定をいただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけお聞きします。（2）の部分に人口目標があります。これが5年間で大体5年後ですね、1万300人、これを想定していますが、今現在大体年間で200人ぐらいの方がお亡くなりになっていると。そういった中で大体50人、60人が出生していると。そういったことを考えると、年間大体150人の人口減少、それが5年間だと750人。これを差し引くと1万450人というような計算になるんですが、それにしてもこの目標の1万300人。これというのはあまりにも目標値を下げ過ぎているような、私は感じがするんですが、その辺のお考えをもう一度。危機的な状況は人口減少にあると思うので、やっぱり目標値を高く置いて、それに向けて12事業ありますが、これを積極的に進めることによって目標値を高めていくと。結局最終的に1万300人で5年後に落ち着いたというのであったら、やっぱり目標的には楽な目標かなという感じがするんですけども、この辺を目標人口を高めていく考えは町のほうにはありますか。この辺をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）　まず、1万300人の設定の根拠につきましては、南三陸町人口ビジョンというのをつくってございまして、そこで令和7年度の推計値として掲げている数字で今回は設定をさせていただきました。議員のおっしゃるとおり、いわゆる目標と言いますと、高みを目指すというのが一般的な考え方なんです、過疎においては残念ながらちょっと意味合い的には消極目標的な形になって、このラインよりも下がらないように何とか取り組みたいという、どうしても立てつけになってしまうということになります。今おっしゃるとおり、人口ってポイントポイントで押さえますので日々動いているんですけども、大体年度で比較すると、出生死亡、それから社会的な移動等を含めて200から300くらいの人動きがここ数年出ているという状況でございます。そうすると、5年間で1000を超える数字になるんだろーなと見込みますと、現在1万2,000ちょっとでございまして、この数字ももしかすると危機感を持たないと現実味を帯びてくるのかなと思ってございまして。そういった意味では、目標として積極的な目標ではないですが、やはりここは言い方をすれば死守するような取組を今後展開してまいりたいと考えてございまして。

○議長（三浦清人君）　千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　これまでも町においては移住定住とか、あといろいろな形で町外から受け入れをやっていますが、現実的にはなかなかそれが行政がうまく人の動向にはつながっていないのかなという感じがしますが、なかなかその辺の厳しさは分かるんですが、やっぱりこういった目標も幾ら過疎債の関係でそれを達成しないと、ということがあっても、町としてはここまでやるんだという、そういった意気込みとか取組、そして低く設定することによって町の活動もこれくらいでいいかというような、そういった感じになるような気が私もあります。ですから、高く目標を置いておいて、頑張ってもできなかつたら、やっぱりなかなか人口の減少を防ぐのは大変だということは現実的に分かってくると思うんですよ。そうしたらもっともっと努力しながら人口減少を防いでいくというような形がベストだと思うんですが、今後この1万300人のこの数字は変えないでこのまま町としては行くという最終決定ということの判断でよろしいですか。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君）　計画自体は5年間ということになります。5年先としてこの数字を下回らないような取組を進めていくということになります。ですので、計画の策定時点においてはここを目標として設定をさせていただいて、取組をさせていただくということでございまして、5年先に一度見直しの機会を設けさせていただいて、法律の時限が10年間ございましての

で、後半の5年間については改めてその時点における状況を勘案した内容で計画のほうに反映をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。計画構成の移住定住地域間交流の促進、そして人材育成とこの計画の10ページに載っているんですけども、再三今議会でも交流人口、関係人口に関してお聞きしてきたわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、観光産業が基幹産業であるという認識の上で、交流人口の拡大が地域経済の活性化のみならず、新たな価値観、そして人材育成の観点から効果的であると。そう計画されたわけなんですけれども、実際どのようなというか、移住定住、地域おこしの方もそうなんですけれども、やはりこの活性化につながるような人材をどのような形で来てもらえるようにするのか、その点をお聞きしたいと思います。なぜならば、やはり魅力ある人材が来るということは、それなりに、この場でいうのも何なんですけれども、町に住む人たちがやはりそれなりの皆さん魅力を持った町じゃないと来て合わないというか、そのためには何が必要かということ、私自身社会教育とか、そういったお金もうけと通じないような部分の人的な魅力を養っていく、そういうまちづくりと両方で行かないと達成できないと思うんですけども、その点簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 計画自体のつくり込みは当初に説明させていただきましたとおり、総合計画を基本としましてこの5年間は取り組まさせていただきますということになりますので、もう既に着手している事業もそのまま続けさせていただきたいということになります。おっしゃるとおり、何か一つの項目で達成できるとは当然考えてございませんでして、今回は12にわたる項目をもってこれを進めていきたいと考えてございます。最終的にはやはり人が集まってくる、もしくは移住定住というところにつながっていくというところの極論的な部分はやはり魅力的な町であるかどうかという部分だと思われまますので、議員が常々おっしゃるような部分も既に意識しながら今後のまちづくりという部分について取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その人材育成に関しては取り組むということで分かったんですけども、もう一点懸念されることが公共交通機関、現在BRTやっているわけなんですけれども、昨今JRさんのほうで赤字路線は申請するだけで廃止できるというそういう法案が通ったというよ

うな情報を得ていまして、そういった場合にBRTの存続とかそういったところも懸念しながらこういった過疎の持続化の計画を立てる必要もあると思うんですが、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 本措置法は全て議員立法で措置されているという法律になりまして、資料の3ページの計画の構成の中で④に御質問の内容が、今回別立てとして記載をされることとなったということでございますので、多分、全国的な過疎地域の課題として、やはりそういう公共交通の充実というのは必要なだろうということが盛り込まれたと認識してございます。今おっしゃられたような法律があるのかもしれませんが、やはり持続可能なまちづくりをしていく上では、この部分も欠かせないという内容でございますので、現時点で何かが変わるといふことの情報が入ってございませんが、引き続きそういったところも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。先ほどの人口の推移で、令和3年から令和8年5か年の計画の中で人口が1万300人ということをお話なされましたけれども、その中で高齢化率です。今この表にあるのは令和元年で36.8%の高齢化率になっております。現在令和2年、たしか37.8%、1ポイント上がったのかなという思いがします。それで5年後令和8年にはこの人口1万300人から高齢化率が大体どのくらいになると推計しているのか、その点分かっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 計画書の4ページの表の中段に1の1（2）というのがございまして、ここで人口の見通しを掲げてございます。そこでちょっと年度がずれますが2025年。今2021年ですからその先ということで、高齢者人口65歳以上ということで40.4%というあくまで見通しでございますがこれを立てているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、若干1万300人よりも1万人を切っているということは総人口で減って、そして高齢化率が40%を上回っているというような見通しで分かりました。5年後には40%以上の高齢化率ということで想定したいと思います。分かりました。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 12項目、項目ございます。あえて聞きづらい質問をさせていただきますけれども、どの点に一番力を入れていくつもりでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 計画の立てつけといたしましては、都度需要が生じたときに有効な財源を充当できるように、比較的大きな内容を網羅できるようなつくり込みをせざるを得ないという部分は確かにございます。現状でございますとおり、これまでも総合戦略とかいう部分で移住定住をはじめ産業の振興というところはこれまでも含めて重点的に対応してきているということでございますし、先ほどソフト事業ということで一番最後のページに記載のある表もございまして、交流人口の拡大であったりという部分については、基本的なきっかけづくりとしては、継続的にやることのやはり意義のある取組だと思っておりますので、そこを通じて議会の中でも経済効果みたいなところを御議論いただいておりますが、そういったところを意識しながら全体的に波及が及ぶような流れができるのが一番いいと思っておりますので、今後計画の策定、事業の推進に当たってはそういったところも意識していければと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） あえてお伺いしたのは、人口目標が先ほどから話題になっておりますけれども、1万300人、決して楽な目標ではないのかなと思っております。自然減もありませんが社会減もあります。ほかに市町村の魅力的な子育てであるとか、教育であるとか、有利な町があればそちらに引っ越したいと思うのは人間のさがであります。子育て世帯が外に出ていくというのは1人、2人出ていくわけじゃなくて一家丸ごと出ていくんですね。逆に言うとそういう世帯を町内に引き込めれば、子供さんも含めて一家丸ごと何人も、大人数が一気に町内に流入してくるということにつながりますので、そこを意識するならば6番の子育て環境の確保というのは非常に重要だろうと思っております。その詳細を見てみると、23ページになりますが、指標として挙がっているのが待機児童数と子育て支援センター利用者数と、妊婦検診受診者数のみなんです。この3つの指標で子育て環境が充実しているかどうかどうやって図るんだというのが個人的な感想であります。それは計画の策定の意義も含めればとやかく言うことではないのかもしれませんが、町としてやはりここについては十分に注力していく必要があると思っておりますし、人口目標、またはその働き盛りの世代でもありますので、町の経済的な影響というのも非常に大きいと考えますので、あえてこの中で一番力を入れるのはどこですかと聞いたのは、私は6番のしかも前半部分、6番に子育てと高齢者と一緒となって扱っているというのも私としてはどうなんだという思いはあるんですけれども、そこについ

てはやっぱり興味関心もありますし、力を入れていく必要があるのではと思ってお伺いさせていただきましたが、今後の展望を聞かせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 先ほども申し上げいたしましたとおり、どの事業に傾注するというのではなくて、全体的にその計画をもって、改善計画ここに掲げた内容を進めていきたいということになります。例えば今御質問いただきました子育て部分については、町の子育て支援事業計画がございますので、そういった計画との整合も図りながらということになります。さらに、復興の財源が今後一段落をしていただいて、通常の予算運営をしていかなきゃならないといったときに、この過疎対策というのも有効な財源のひとつとなり得るということがございますので、一貫した例えば子育て、出生から学校を出るまででしょうか、一貫性を持った取組ですとか、そういった部分も意識して、全体的に、最終的には先ほども言いましたとおり全体として町の魅力が外にもつながっていくし、町民の皆様にも伝わるような施策の展開につなげていきたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 町長にお伺いします。過疎債、子育て支援にばんばん使っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ今後計画を策定していく段階になりますので、議員各位から様々な御意見もいただきましたし、それらを踏まえて我々としてもしっかり計画を立てたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第35号 南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第35号南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案35号南三陸町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条に規定する課税免除を適用したため所要の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第35号について細部説明させていただきます。

上程いたしました本条例は町長説明のとおり、過疎地域の自立促進特別措置法の適用期限が終了したことにより、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、前議案で決定いただいた過疎地域持続的発展計画に盛り込まれた施策の一つである、持続的発展に向けた産業の振興と雇用の拡大、地域経済の活性化を図るため法律に規定する課税免除を実施する内容であります。

議案書追加提案3ページを御覧ください。

改正点を中心に御説明いたします。

まず、条例の題名を南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に改めます。

次に、第1条（趣旨）以下を改正文のように改めますが、主な改正点はこれまで適用していた業種のほかに情報サービス業を加え、さらに新增設以外の改修も該当となるように改めます。

第2条では課税免除に該当する固定資産の取得価格の要件、適用期限等の改正を行います。

4ページをお開きください。

第3条は2条との整合を図った文言の改正です。なお、今条例の課税免除が適用されるのは令和3年4月1日以降に取得した固定資産としております。議案関係参考資料追加提案4ページ、5ページに条例新旧対照表を載せておりますので併せて参照願います。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第36号 南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第36号南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案36号南三陸町長等の給料の特例に関する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案において、町民の皆様にご多大な御心配、御迷惑をおかけしたことを重く受け止め、職員の管理、監督の責任を明らかにし、町長及び副町長の給料について減額という形を取らせていただくため、制定するものであります。

具体といたしましては、私が一月分の給料月額30%を、副町長が同じく一月分の給料月額20%をそれぞれ減額するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

本案につきましては、今般の南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に対し、町長並びに副町長が行政組織の全体の長として、監督責任を明らかにし、自ら給料を減額するものでございます。

減額につきましては、ただいま町長のほうから申し上げましたが、本来支給されるべき給料月額から町長は100分の30、副町長におきましては100分の20を減額するものとし、その期間につきましては町長、副町長ともに10月1日から10月30日までの1か月間とするものでございます。実際の減額となる金額につきましては、町長が24万3,300円、副町長が12万4,000円となります。なお、本条例案につきましては、9月6日開催の南三陸町特別職報酬等審議会で意見聴取を行いまして、妥当であるという御決定をいただいたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけお聞きします。この問題に関わった前農林水産課長、2人いるわけですが、退職した方と現職の方がいますが、この職員に対する処分というのは何もないということですか。その辺だけお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 職員の処分につきましては、先般の特別委員会等でもお示しをしておりましたが、大分調査報告に基づきまして、現在当該関係職員に対して弁明書の提出を求めているところでございます。したがって、一定の処分についてはあるものだと思いますが、内部調査委員会としての報告を受けて最終決定は町長が行うこととなります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） これまでもいろいろな問題があったときに、私は若い職員が2人指摘されて結局処分を受けました。それで1人が辞めて、1人は今も頑張って役場職員の中で頑張っています。やっぱりそういった事案を見ると、そこで職員が関わって、それも重要なポストにいた人の処分が、今後それがどれぐらいの処分なのかは結果を見て町長が判断するという事なんですが、処分をしないつもりですか。その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今総務課長がお話ししましたように、内部調査委員会のほうで一定の方針が示されております。今お話ありましたような弁明書を今求めておりますが、それが出た際には町としての処分は避けられないものと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発委第2号 町補助金の不正流用事案の発生により明らかになった町の不適正事務の再発防止、町民の信頼回復に向けた取組に関する決議について

○議長（三浦清人君） 日程第19、発委第2号町補助金の不正流用事案の発生により明らかになった町の不適正事務の再発防止、町民の信頼回復に向けた取組に関する決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。山内昇一君。

○15番（山内昇一君） それでは、町補助金の不正流用事案の発生により明らかになった町の不適正事務の再発防止、町民の信頼回復に向けた取組に関する決議書を朗読いたします。

論語に「民、信なくば立たず」とあります。この言葉は幾ら時間がたとうとも、あせることのない普遍的価値を持つものであり、今般の問題発生に際し、改めてその意味を考える必要があります。

執行機関である町当局があらゆる政策を実行するための前提として、また、議決機関でありかつ監視機関でもある町議会が議会として存在し得る前提として、「町民の信頼」は欠くべからざるものがあります。この価値を放棄すること、それは民心から乖離した行政を意味します。

今般発覚した南三陸町有害動植物等対策協議会に交付した町補助金の不正流用問題は、一補助金が不正な目的に流用されたということにとどまらず、町に対する町民の信頼が大きく揺らぐ事態であると認識すべきであります。

補助金を不正に流用した者がその責めを負うことは当然のことではありますが、町の補助金交付に関係した複数の町職員が甚だ不適正かつずさんな事務を執り行っていた事実があったということについて、これは看過できるものではありません。

かかる事案の再発防止に関し、必要となる取組について、町当局においてその具体を早急に立案し、実行することを求めるものであります。

なお、具体的な取組を行うに当たっては、次の点が非常に重要でありますのであえて申し上げます。

内部統制を町職員全体に有効に機能させるためには、町長の補助機関である副町長及び課長の職にある職員がそれぞれの職責である「事務の監督責任」をしっかりと果たし続ける必要があること。

不信感の払拭は一朝一夕にできるものではありません。相当の時間をかけて、町職員が主体的に意識を改革し続けていく、そういう組織を目指し、必要な取組を進めていただきたい。

町議会としても不適正事務の再発防止に資する取組について、不断の検討を重ねていく決意であります。

以上、決議する。

南三陸町議会。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） それでは、提出者の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発委第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年度南三陸町議会9月会議を終了いたします。ここで、町長より挨拶がありましたら許可をいたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、9月会議の終了に当たりまして私から一言御礼を申し上げさせていただきますと思います。9月7日に開会をいたしました9月会議でございますが、16日間という会期中で議員の皆様方大変お疲れさまでしたと申し上げさせていただきますと思います。本会議に提出をさせていただきました全議案、慎重な審議をいただきまして、おかげさまで全議案原案どおり御決定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げさせていただきますと思います。本当にありがとうございました。

さて、県内のコロナ感染の状況ですが、新聞報道等で多分とくと御承知のように、随分と数も少なくなってきたという状況でございます。南三陸町でのワクチン接種につきましても、

1回目は既に8割を超えました。2回目も半分を超えまして、当初の予定どおり10月26日だったと思いますが、そこで全て最終ということになります。ただ、御案内のとおり3回目の接種というようなことも国の方でもささやかれておりますので、多分新年度になるとまた改めて3回目の接種の時期が来るということも想定をしておかなければならないと思っておりますので、これからもコロナの感染予防については皆様共々に御協力賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

今回の9月議会で任期中最後の議会ということになります。4年前の9月3日がこの役場庁舎がオープンしました。それ以来、復興事業、様々な公共施設やら、あるいはハード事業が次々と完成にこぎ着けることができました。これもひとえに議会の皆様方が、議会で慎重に御審議を賜って、様々な御意見、御要望をいただいて、そして一つ一つ出来上がってきたものと心しておりますので、改めて議員皆様方の御協力に対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

なお、任期もまだ1か月以上ございますので、どうぞ議員の皆様方にも十二分に健康にお気をつけいただいて、また今後とも御協力を賜りますようお願いを申し上げて私からの挨拶に代えたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） それでは、私のほうからも一言挨拶を申し上げたいと思います。9月会議、長丁場大変御苦労さまでございました。感謝申し上げます。

この9月会議、ここでの議会は最後になるわけですので、改めまして議長として皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

この4年間、拙い私でありましたけれども、皆様方の理解ある御協力のおかげで今日まで務めさせていただきまして、心から改めまして感謝を申し上げるところであります。

御存じのとおり、言うまでもなく、議会は二元代表制の議決機関でもあります。町民の負託に応えるべく、その常に意識をし物事を考え、活動してまいったところでもあります。そういった中で、この任期期間中に通年会期、通年議会が導入され、そして実現されましたことはこの議会改革の大きな第一歩だと思っております。今後も町民全体の奉仕者として、議会の最大の役割であります批判、監視を十分に果たしていかなければならないと思っておるところであります。

最後になりますけれども、今期で御勇退をされる方がありましたならであります、本当に長い間御苦労さまでございました。大変御苦労さまです。町民福祉の向上のために御尽力さ

れました功績に対しまして敬意を表し、私の挨拶といたします。大変御苦労さまでした。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 3 2 分 散会